

金城学院大学研究倫理指針

(2015年12月21日制定)

1. 前文

金城学院大学（以下「本学」という。）はプロテスタント・キリスト教の精神に基づいた女性のための高等教育機関であり、スクールモットー「主を畏れることは知恵の初め。（箴言第1章7節）」をもとに真理を探究し、すべての教育と研究の活動が展開されてきた。

本学の使命は、聖書の教えに基づいて、豊かな人間性と深い専門的学識をバランスよく兼ね備えた女性を送り出すことである。

この使命を遂行する上で、大学で研究活動を行う者が高い倫理規範を有すること、及び研究活動の社会に対する信頼性を維持することが必要不可欠である。

本学での研究活動が適正に実施され、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、ここに金城学院大学研究倫理指針（以下「本指針」という。）を定めるものとする。

2. 適用対象者

本指針における研究者とは、本学の教育職員、学生、研究員、研究所員及びその他本学において研究活動を行うすべての者をいう。

3. 大学の責務

(1) 本学は、研究者に対して、研究活動に当たり関係法令や本学の規程等を遵守するよう周知徹底するとともに、研究倫理に係る意識を高めるため必要な啓発及び倫理教育を実施する。

(2) 本学は、本指針に反する行為が認められた場合は、本学の規程等に基づき速やかに適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。

4. 研究者の責務

(1) 不正行為の防止

研究者は、いかなる場合も研究活動における不正行為を行わないこと、加担しないことはもとより、研究、調査データの記録保存や適切な取扱いを徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう研究環境の整備を行うものとする。研究を指導する立場にある者は、不正行為が行われないう、指揮下にある研究者等への配慮に努め、研究活動を管理する。

(2) 責任ある研究計画の立案・実施

研究者は、過去に行われた研究・報告等を十分に検討した上で研究課題・計画を立案し、できるだけ平明な形でこれらを提示できるようにする。研究活動中においては、その進捗状況の自己点検を行い、適切な経過報告ができるように努める。

(3) 成果の適切な公表

研究者は、研究成果の公表にあたり、内容の信頼性の確保に向けて十分留意し、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産権を侵害してはならない。また、当該研究活動に実質的に関与し、内容に責任を有する者を著者とする。

(4) 安全管理、生命倫理の尊重

研究活動を実施するにあたり研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係法令や本学の規程等を遵守し、その安全管理に努める。特にヒトや動物を対象とした研究においては、金城学院大学におけるヒトを対象とする研究に関する指針及び金城学院大学動物実験指針を遵守し、生命倫理を最大限に尊重する。

(5) インフォームド・コンセントの遂行

研究者が、人の行動、思想信条、環境、心身等に関する個人の情報・データの提供を受けて研究活動を行う場合は、提供者に対して当該研究の目的・意義、収集方法等について丁寧な説明を行い、提供者の明確な同意を得なければならない。また、組織、団体等からの情報・データの提供を受ける場合についても同様とする。

(6) 個人情報の保護

研究者は、研究の過程で入手した個人を識別できる情報の保護に努め、金城学院大学個人情報の保護に関する基本方針に基づき適正な取扱いを行う。

(7) 他者の業績の公正な評価

研究者は、査読者あるいは審査員として他の研究者の業績評価を行う場合には、評価基準、審査要綱等に従い、公正に評価をする。また、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用したり、漏洩してはならない。

(8) 研究費の適正な執行

研究者は、研究費の使用にあたり、研究の助成目的等を最大限に尊重するとともに、関係法令、本学が定める規程及び研究費ごとに定められた条件や使用ルール等を遵守する。

(9) 差別・ハラスメントの排除

研究者は、研究活動において、いかなる場合も各個人の人格と自由を尊重する。研究上の優越的立場や職務上の地位、指導上の地位、継続的關係を利用し、相手に不快感を与える、環境を悪化させる、あるいは、利益若しくは不利益を与える言動をとらない。

(10) 利益相反への注意

研究者は、研究活動を実施するにあたり、利益相反の発生に十分な注意を払い、利益相反に関する疑念が生じうる可能性のある場合、金城学院大学利益相反ポリシーに基づき適正な対応をする。

5. 指針の改廃

この指針の改廃は、大学評議会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。

附則（2015年12月21日常任理事会）

この指針は、2015年12月21日から施行する。